

## 緊急事態措置期間中の学校対応について（改訂）

以下のことに留意し、生徒指導を行うこと（期間は9/3～解除日まで）。

### 1. 授業について

#### ① 以下のことに留意し、短縮授業（40分時制の普通授業）を行う

- ・各教科等に共通する活動として「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」および「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科、体育、音楽、美術、家庭および情報については、別紙参照

#### ② 「午後8時以降の不要不急の外出自粛」の要請を受けて、生徒の下校時間は午後7時を原則とする（午後8時までに帰宅できるよう、遠隔地から登校の生徒については、早めに下校させること）

### 2. 部活動について

#### ① 原則として公式大会1週間前から、校長の判断の下、感染予防対策の徹底を図り、活動を許可する。ただし、生徒の安全確保のため、必要に応じてそれ以前から練習を許可する場合もある。

#### ② 県内外への遠征および校内外の合宿は禁止とし、対外試合については原則自粛とする。

#### ③ 部室等利用に対する感染予防の徹底

- ・飲食をしないこと
- ・密を回避し、一度に利用する人数を制限すること
- ・部活動以外での使用をしないことなど

#### ④ 「午後8時以降の不要不急の外出自粛」の要請を受けて、生徒の下校時間は午後7時を原則とする（午後8時までに帰宅できるよう、遠隔地から登校の生徒については、早めに下校させること）

### 3. 感染症対策に関する生徒指導について

#### ① マスク着用、手洗い、換気の徹底

#### ② 健康管理の徹底

- ・規則正しい生活習慣の確立
- ・登校前、帰宅後の体温チェック
- ・発熱等の風邪の症状がある場合や同居する家族に同じような症状がある場合には登校しないこと

#### ③ 飲食時における感染予防の徹底（飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど）

#### ④ 下校時に寄り道をしないこと（特に生徒同士で食事をすることを控えること）

#### ⑤ 午後8時以降の不要不急の外出を控えること